

山梨大学学則（案）

制定	平成16年	4月	1日	
改正	平成17年	12月	1日	
	平成19年	4月	1日	
	平成20年	4月	1日	
	平成21年	4月	1日	
	平成	年	月	日

第1節 総則

（目的及び使命）

第1条 山梨大学(以下「本学」という。)は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

（学部等）

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育人間科学部	学校教育課程 生涯学習課程 国際共生社会課程 ソフトサイエンス課程
医学部	医学科 看護学科
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 コンピュータ・メディア工学科 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システム工学科

- 2 前項の各学部には置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 学部には置く学科目等については、別に定める。
- 4 学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

（学年）

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (4) 開学記念日（10月1日）
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。
 - 3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

（入学の時期）

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

（入学出願の手続）

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

- 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（再入学）

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

（転入学）

第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可す

ることがある。

- 2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者(次条に規定する者を除く。)については、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学卒業生
- (2) 短期大学卒業生
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 高等専門学校卒業生
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第7条に規定する入学資格を有する者に限る。)

(6) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者

- 3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。

(医学部看護学科への編入学)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部看護学科への編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

- (1) 短期大学(看護系)を卒業した者
- (2) 大学(看護系)に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 専修学校(看護系)の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(いずれも学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(工学部への特別編入学)

第15条 工学部に特別編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

- 2 特別編入学することができる者は、工業高等専門学校を卒業した者とする。

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

第17条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、当該教授会の議を経て、相当年次に転学部を許可することがある。

- 2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該教授会の議を経て、許可することがある。

- 3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、各学部の定めるところによる。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行なう場合は、第1号及び第2号の規程を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位

- 2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。

- 2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

- 2 病気等の理由により修学することが適当でないとする学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年(医学部医学科にあっては4年)まで休学を許可することがある。

- 2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の議を経て、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
- (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第38条 第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞罰

（表彰）

第39条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

（懲戒）

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

（研究生）

第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第42条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第44条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

（検定料、入学料及び授業料）

第45条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

（寄宿舍）

第46条 学生は、希望により本学の寄宿舍に入舎することができる。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第47条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この学則の改正については、経営協議会及び教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 山梨大学学則(昭和28年12月11日制定) 山梨医科大学学則(昭和55年3月29日制定)及び山梨大学学則(平成14年10月1日制定)は、廃止する。

3 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、山梨大学及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

4 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立大学設置法(昭和24年法律第150号)第3条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年3月31日に同学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。

5 前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、別表第1にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする

学部・学科	収容定員		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部 物質・生命工学科	270人	180人	90人

7 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	教員免許状の種類及び免許教科
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭 一種免許状 工業

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部 医学科	平成20年度 ~平成29年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~平成29年度
	110人	610人	620人	630人	640人	650人	660人

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成21年度 平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度
医学部 医学科	平成21年度 ～平成29年度	630人	650人	670人	690人	710人	720人
	120人						

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成30年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科	入学定員	収 容 定 員					
		平成22年度 平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 平成28年度 平成29年度
医学部 医学科	平成22年度 ～平成29年度	655	680	705	730	745	750
	125						

別表第1（第2条第2項関係）

（単位：人）

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育人間科学部	学校教育課程	100		400
	生涯学習課程	20		80
	国際共生社会課程	40		160
	ソフトサイエンス課程	40		160
	計	200		800
医学部	医学科	105		630
	看護学科	60	10	260
	計	165	10	890
工学部	機械システム工学科	90	10	380
	電気電子システム工学科	70	5	290
	コンピュータ・メディア工学科	75	5	310
	土木環境工学科	75		300
	応用化学科	50		200
	生命工学科	35		140
	循環システム工学科	45		180
	計	440	20	1,800
合 計		805	30	3,490

別表第2（第30条第2項関係）

学 部	学科又は課程		教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育人間科学部	学校教育課程		小学校教諭 一種免許状	
			中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語
			高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 書道、保健体育、家庭、 英語
			特別支援学校教諭 一種免許状	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域
			幼稚園教諭 一種免許状	
			養護教諭 一種免許状	
	国際共生社会課程	共生社会コース	高等学校教諭 一種免許状	商業
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システム工学科		高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ・メディア工学科			情報

山梨大学学則新旧対照表(案)

旧	新																																												
<p>(学部等) 第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。 医学部 医学科 看護学科</p> <p>2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(学部等) 第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。 医学部 医学科 看護学科</p> <p>2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>なお、平成30年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。</p>																																												
<p>別表第1(第2条第2項関係)</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科又は課程</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医学部</td> <td>医学科</td> <td>105</td> <td></td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td>60</td> <td>10</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>165</td> <td>10</td> <td>890</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員	医学部	医学科	105		630	看護学科	60	10	260	計	165	10	890	<p>別表第1(第2条第2項関係)</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学部・学科</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th colspan="5">収容定員</th> </tr> <tr> <th>平成22年度 ~平成29年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度 ~平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部 医学科</td> <td>125</td> <td>655</td> <td>680</td> <td>705</td> <td>730</td> <td>745 ~平成29年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table>	学部・学科	入学定員	収容定員					平成22年度 ~平成29年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~平成29年度	医学部 医学科	125	655	680	705	730	745 ~平成29年度							750
学部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員																																									
医学部	医学科	105		630																																									
	看護学科	60	10	260																																									
	計	165	10	890																																									
学部・学科	入学定員	収容定員																																											
		平成22年度 ~平成29年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ~平成29年度																																							
医学部 医学科	125	655	680	705	730	745 ~平成29年度																																							
						750																																							
<p>参考(学則抜粋)</p>																																													